

麦わら適正処理推進月間

5月25日～6月25日

麦わらは

燃やさずに

資源活用

しましょう！



ほ場へのすきこみ



乾燥防止のための
通路への敷きわら



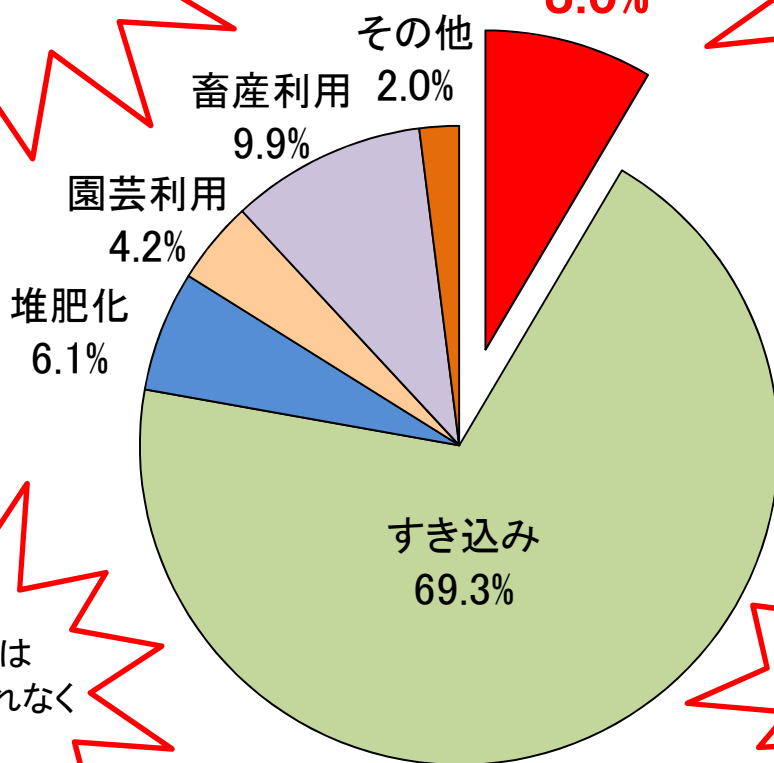
畜舎の敷料

群馬県・JA群馬中央会
JA全農ぐんま・群馬県米麦大豆振興協会

1割弱の麦わらは、依然として**焼却**されています！

煙が視界を遮って
交通の妨げになり
ます！

近隣住宅の
洗濯物等に
臭いやすすが
つきます！



周囲に類焼する
危険がありま
す！

近隣住宅では
窓を開けられなく
なります！

火が衣類に燃え
移り、やけどをする
危険があります！

平成27年度における麦わらの利用状況

野焼きは法令で制限されており、悪質な行為には罰則が適用されることがあります

(根拠法令)

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第16条の2
 - ・群馬県の生活環境を保全する条例 第91条第2項
- ※その他、消防法などの関連法があります

麦わらは燃やさずに、ほ場へのすきこみや敷きわらとしての利用を進めましょう！

また、畜産農家と連携し、家畜飼料、家畜敷料、堆肥原料として活用しましょう！